

---

産地活性化総合対策事業のうち

産地収益力向上支援事業

(新技術導入地区事業)

～収益力の向上を目指す産地の皆様へ～

---

生産局 総務課 生産推進室



平成 2 5 年 4 月

農林水産省

# 想定される取組の例

## 想定例 1 : 新技術・新輪作体系の導入・普及による収益向上

### 生産技術力強化+リース事業

裏作野菜の導入により収益力を大幅に向上させた新しい水田農業の輪作体系を短期間で産地全体に普及

野菜の栽培技術の実証・普及 等

野菜等の周年栽培を可能とする高温抑制型温室等のモデル性のある園芸用施設を導入

## 想定例 2 : 低コスト生産に向けた機械化栽培体系の導入

### 高度かつモデル的な農業技術等の導入

国産品が苦戦している加工用ほうれんそうにおいて、作業時間の約90%を占めている収穫作業の効率化を図るための機械化栽培体系を導入

- ・ 手作業と比べて約10倍の高能率化を実現する加工用ほうれんそう収穫機を導入
- ・ 草丈を伸ばし茎葉重を確保する多収栽培技術を導入
- ・ 大規模栽培に対応するため、同時播種マルチャーの導入により、雑草の混入を防止

## 想定例 3 : 新品種の導入と併せた販路開拓等の取組

### 生産技術力強化+効果を促進する取組

これまで産地では導入されていない新品種を導入するとともに、販路開拓等に向けた調査や検討を実施

新品種に関する研修、栽培技術の実証 等

高付加価値化に向けた試作品の開発、販売戦略の検討 等

# 事業の特徴

1 産地における事業対象品目の収益力の向上を支援します。

- 市町村や産地の農業関係者等で産地収益力向上協議会（産地協議会）を設立し、事業開始年度から4年後の収益力増加目標（成果目標）を設定
- 国は、成果目標の達成に向けた生産技術力を強化する取組を促進し、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援

2 普及指導員等を中核とした技術導入支援チームによる産地のサポートを促進します。

- 普及指導員等を中核とした研究者、民間企業等多様な外部専門家による技術導入支援チームを設置するための取組を支援



# 事業の特徴

3 目標達成に必要な推進事業やリース方式による農業機械等の導入を一体的に支援します。

🍎 生産技術力を強化するための取組など（推進事業）を必須として、産地の収益力を向上させるために必要なリース方式による農業機械等の導入（リース事業）を支援



一体的に支援

生産技術力の強化など  
推進事業（必須）

農業機械等の導入  
リース事業



推進事業

3年間以内

リース事業

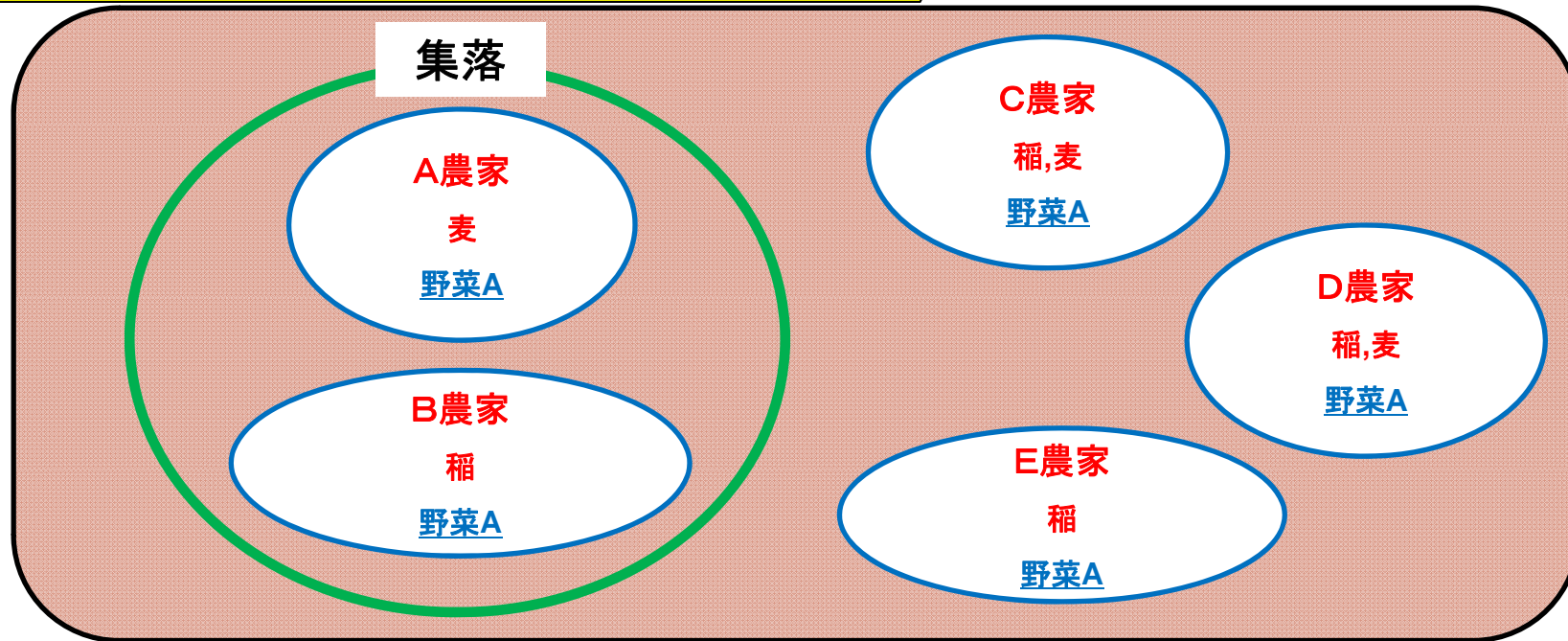
3年間のうちいずれか1年のみ支援

## 産地とは

一定の地理的まとまりの中で、共同で集出荷等を行っている、5戸以上の農家の集まり

一定の地理的まとまりの中で、共同で集出荷等を行っている場合は集落等の地理的な境界にかかわらず、5戸以上の農家の集まりを『産地』として、本事業に取り組むことが可能です。

### 野菜A（事業対象品目）の産地とは（例）



上記の場合は、野菜Aの収益力向上プログラムを作成し、本事業に取り組んでいただくことが可能です。  
なお、『産地』の農業産出額については、5戸の農家が作付する野菜Aの産出額が対象となります。

# 事業の仕組み、要件、手続き等

産地収益力向上協議会



## 産地協議会の構成

### 市町村

産地がまたがる場合は  
すべての市町村

**必須**

### 農業関係機関<sup>等</sup>

農協、農業共済、生産者団体等

**一つ以上 必須**

### その他関係者

卸売市場、食品業者、流通業者、消費者団体、試験研究機関等 **必要と認める場合**

## 産地協議会の要件

- ・受益農家及び事業参加農家が5戸以上あること
- ・意志決定の方法、事務及び会計の処理方法、内部監査の方法等を明確にした産地協議会の運営に係る規約が定められていること
- ・取組の効果を最大限発揮させるため普及指導員等による技術導入支援チームを設置すること、または同様の効果を発揮しうる体制が整備されていること等

# 事業の仕組み、要件、手続き等

## 産地収益力向上プログラムの策定

### プログラムの主な内容

- 🍎 構成員、目標年度、対象品目、事業費の見込み
- 🍎 生産振興方針
- 🍎 成果目標（収益力の向上目標）
- 🍎 事業費
- 🍎 事業の実施方針
- 🍎 構成員ごとの取組、連携体制
- 🍎 年度別活動計画
- 🍎 自己評価体制
- 🍎 農業産出額の算出方法

添付 産地協議会の規約

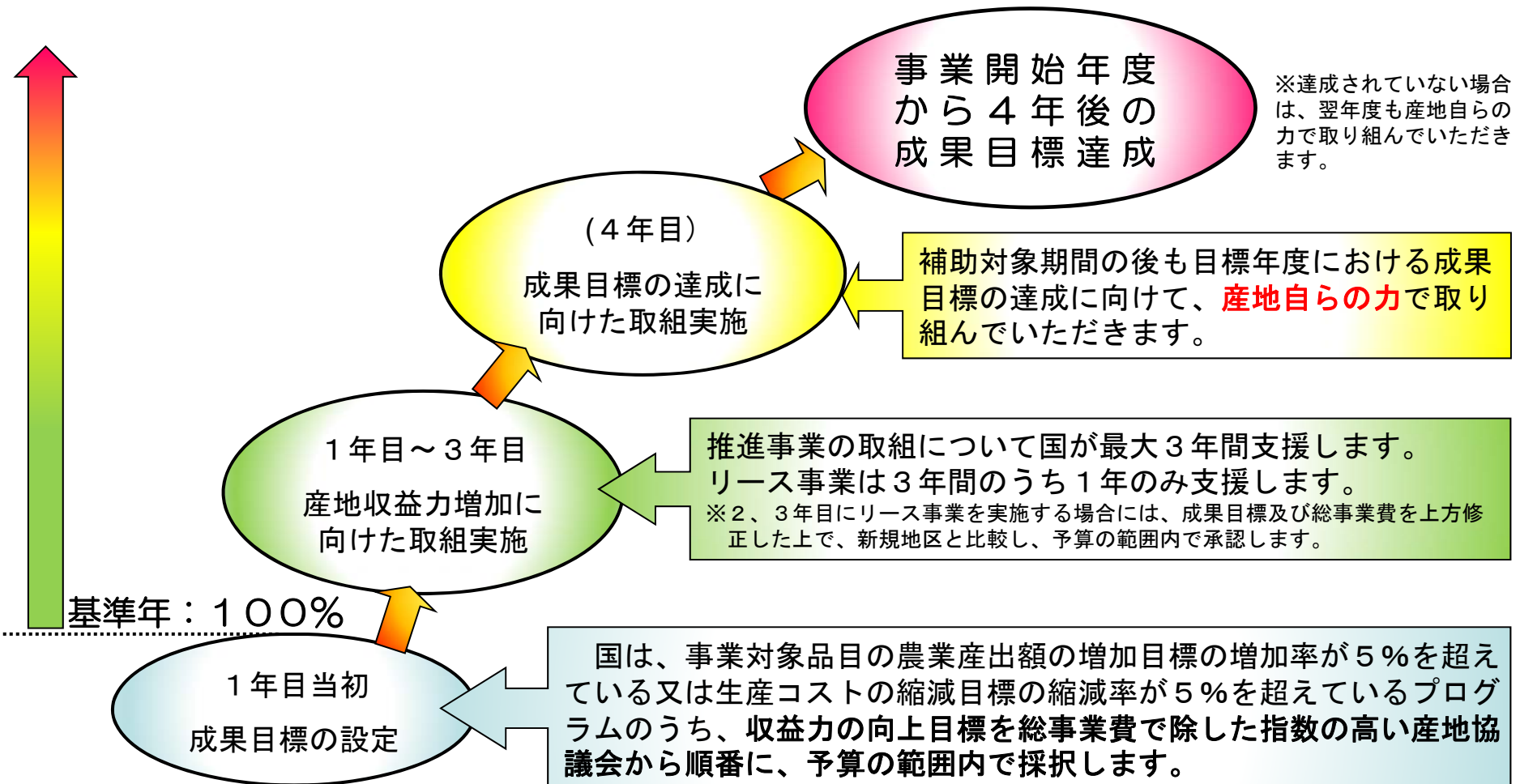
等



# 事業の仕組み、要件、手続き等

## 成果目標の設定

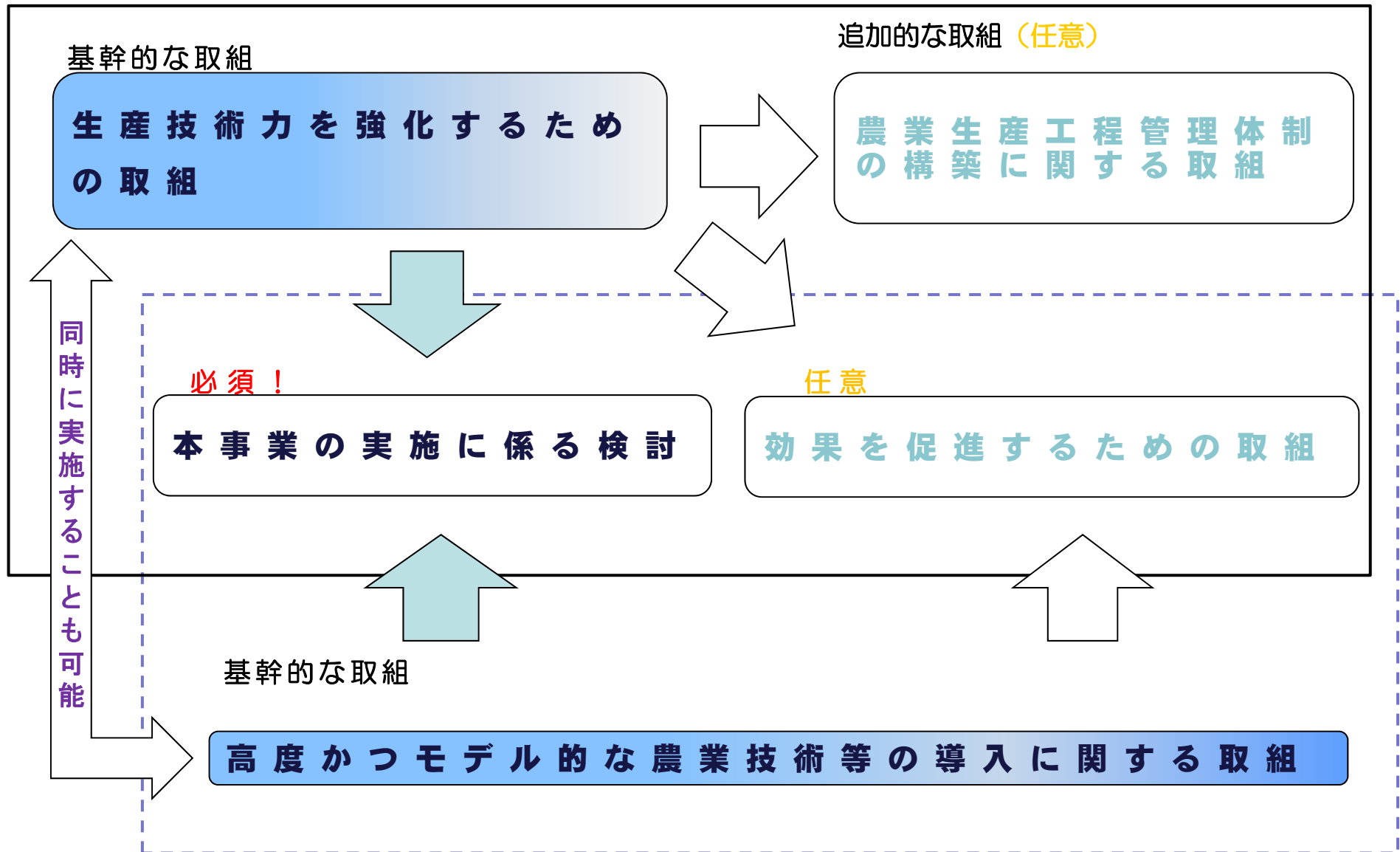
産地協議会は事業開始年度の4年後における事業対象品目の収益力向上の目標を設定





# 事業の仕組み、要件、手続き等

## 推進事業



## 事業の仕組み、要件、手続き等

国は、産地協議会が実施する成果目標の達成に向けた推進活動を最大3年間支援

### 基幹的な取組

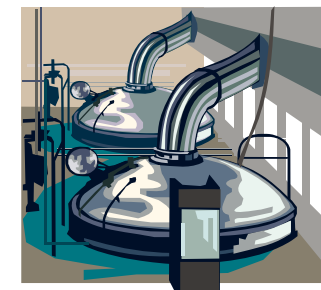
#### 生産技術力を強化するための取組（補助率：1／2）

これまで産地では作付されていなかった優良な新品種・新技術の導入、農業機械の改良、栽培方法の統一化など産地の生産技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの縮減を図る。



#### 高度かつモデル的な農業技術等の導入に関する取組（定額）

- ・露地野菜向け部分施肥技術
- ・いちごクラウン温度制御技術
- ・落葉果樹の溶液受粉技術
- ・ばれいしょの省力・高品質生産技術
- ・発酵リキッドフィーディング技術
- ・高度環境制御栽培施設関連技術 など



積極的に取り組んで下さい！

# 事業の仕組み、要件、手続き等

## 本事業を実施する上で必須の検討



### 本事業の実施に関する検討 (1/2)

- ・ プログラムの内容や事業実施計画の妥当性
- ・ 産地収益力の向上に資する地域資源の活用状況
- ・ 農業産出額の動向 等を検討

## 基幹的な取組に併せて実施可能

### 効果を促進するための取組 (1/2)

- ・ 新技術等により生産された農畜産物の販路確保等に向けた取組
- ・ 新技術等の担い手となる人材の育成確保等の取組 等を実施



## 生産技術力を強化するための取組を実施した上で追加的に実施可能



### 農業生産工程管理体制の構築に関する取組

- ・ 調査検討 (1/2)
- ・ 導入効果検証 (定額)

## 技術導入支援チームによる取組

普及指導員等は技術導入支援チームの取組をコーディネートします。

収益力向上プログラムの策定から実行に対して、生産現場の豊富な知識を有する普及指導員等のほか、新たに開発された品種、機械、栽培方法、加工方法等の多様な外部専門家が一体となった産地の支援体制を構築



※農林水産省の他の事業で支援を受けている取組や、生産者の所得確保を直接支援する取組は本事業の支援の対象となりません。

# 事業の仕組み、要件、手続き等

## リース事業

※産地活性化総合対策事業のうち  
農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）

国は、産地において成果目標の達成に必要な機械・施設等のリース方式による導入を支援します。

### 対象機械

生産コストの縮減又は品質の向上に資する農業機械

（※）ただし、次の機械は対象外とする。

- ①トラクター、田植機、自脱型コンバイン 等
- ②施設に付随する機械（乾燥機、調製機、選別機など）
- ③物件価格が1台100万円に満たない少額の機械



### 対象施設

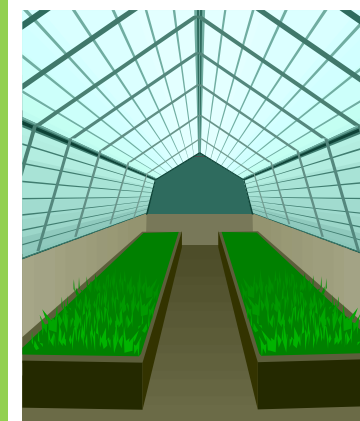
生産性や品質の向上等により産地の収益力向上に資する園芸用施設

- ①周年栽培高温抑制型温室

35m/s以上の風速若しくは30kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐える強度を有し、換気装置等を備えることにより、周年栽培が可能な温室

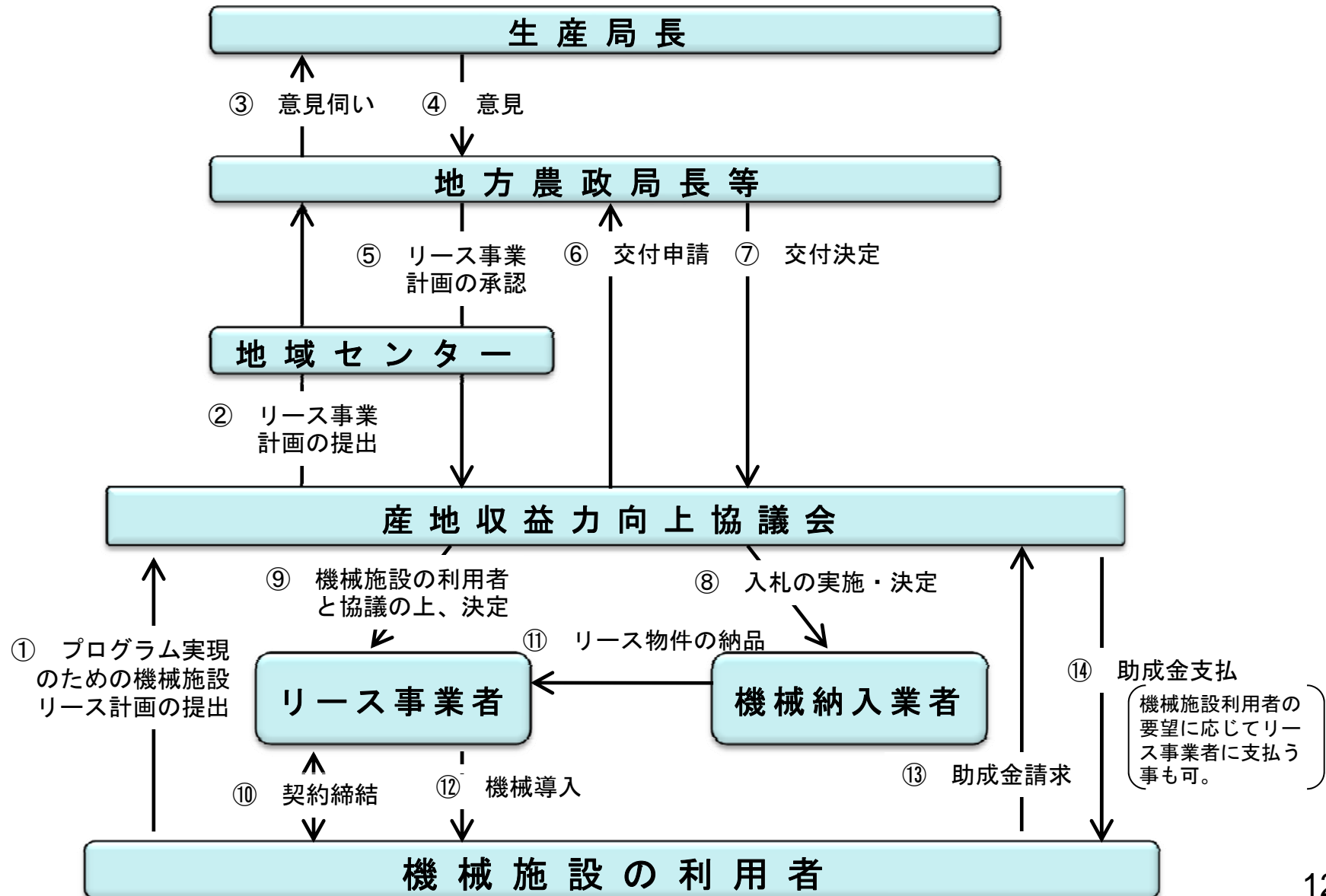
- ②高度環境制御栽培施設

50m/s以上の風速若しくは50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐える強度を有し、高度な環境制御を行うことにより、野菜や花き等の周年・計画生産が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設



# 事業の仕組み、要件、手続き等

## リース事業の流れ

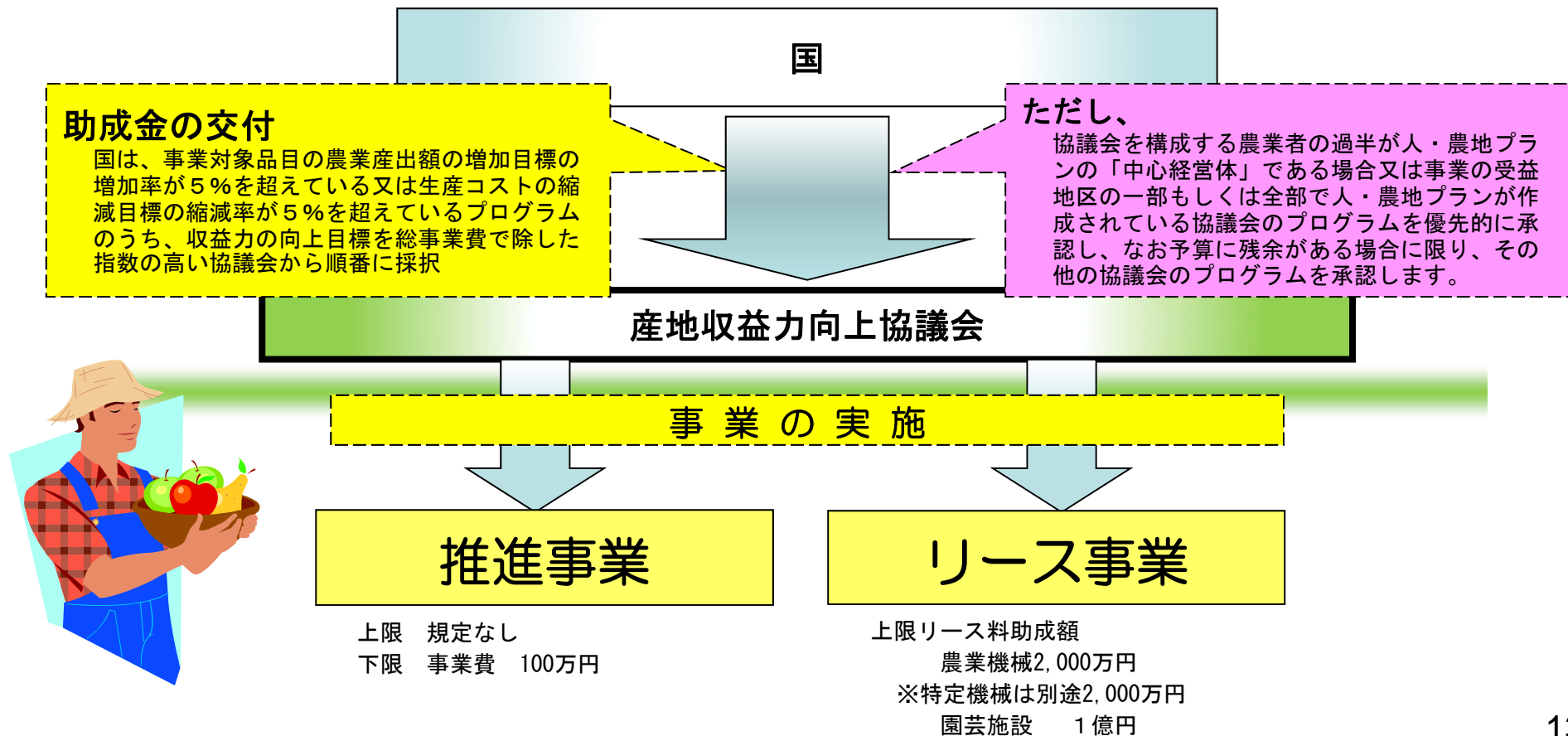


# 事業の仕組み、要件、手続き等

## 支援の仕組み

平成25年度当初予算額 2,271百万円の内数

産地収益力向上協議会が、産地収益力向上プログラムに基づき国から交付された補助金を活用して取組を行います。



## 問い合わせ先

---

**農林水産省 生産局 総務課 生産推進室 企画調整班、事業推進班**

**TEL 03-3502-5945**

**FAX 03-3502-8518**